

建設コンサルタント業務の発注基準

建設コンサルタント業務発注にあたっての基本方針

建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することから、その契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。

このような観点から、建設コンサルタント業務発注に当たっては、特に高度な知識や技術力が必要とされるなど技術的な工夫の余地が大きい業務については、業務規模にかかわらず原則としてプロポーザル方式を適用する。原則、設計金額１０００万円以上で、技術的な工夫の余地が比較的大きい業務については総合評価落札方式を試行する。

引き続き制度の改善を進めていくものとするが、当面は、現状の体制等を踏まえ、以下の基準により運用を行う。

１ 発注業務内容及び登録部門の区分

- (１) 県が発注する建設コンサルタント業務を発注業務内容により区分する。
- (２) 発注業務内容の区分に応じ、必要とする建設コンサルタントの登録部門を必須部門又は参考部門に区分して定める。

(１) 発注業務内容の区分			(２) 登 録 部 門	
項目	工 種	種 別	必須部門	参考部門
道路	道路設計	道路概略設計	道路・鋼構	河川・トンネル・環境・地質 or 土質
以下、詳細は「別表」による。				

２ 入札参加有資格業者の区分

- (１) 建設コンサルタント業務の入札参加有資格業者を、本店又は営業所の所在地により区分する。
- (２) 本店又は営業所の所在地は、奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿により確認する。

県内本店	県内に本店を有する者で、「県内に営業所を有する者」として建設コンサルタント業務の入札参加資格を有する者
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を有する者で、「県内に営業所を有する者」として建設コンサルタント業務の入札参加資格を有する者
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の建設コンサルタント業務の入札参加資格を有している者

３ プロポーザル方式における選定基準

業務内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるなど技術的な工夫の余地が大きい業務については、原則としてプロポーザル方式を適用し、「奈良県県土マネジメント部プロポーザル方式（指名型）実施要領」「奈良県県土マネジメント部プロポーザル方式（公募型）実施要領」に拠るものとする。

４ 総合評価落札方式における選定基準

原則、設計金額が１０００万円以上で、技術的な工夫の余地が比較的大きい業務については、「低入札価格調査制度」を用いた総合評価落札方式を試行する（プロポーザル方式又は価格競争入札等が適切な業務を除く）。

ただし、１０００万円未満の業務であっても、入札者から技術提案を求めることで業務の品質向上に寄与すると判断できる業務については試行する。

５ 価格競争入札における選定基準

設計金額ごとに以下の要件による。価格競争入札の業務については「施工体制確認調査の対象」とする。

設計金額		１０００万円未満	１０００万円以上
入札形態		一般競争入札（最低制限価格制度）※１	一般競争入札（最低制限価格制度）
県内本店	技術要件	比較的に容易な業務（注１）で選定 但し、それ以外の業務についても業務実績を考慮したうえで選定可	各部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」において、業務ごとに入札方式と要件を決定する。
県内営業所	技術要件	原則比較的に容易な業務を除く業務（注１）で選定 但し、比較的に容易な業務であっても県内本店のみの指名選定が適当でないと考えられる場合は選定可	
県外業者	技術要件	比較的に容易な業務を除く業務（注１）に限り選定 但し、県内本店及び県内営業所のみの指名選定において、指名業者数が基準に満たない場合は選定可	

※１ 次に該当する場合（随意契約で契約するものを除く。）は部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合
- ② 製作者又は施工者が限定されている場合など、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合
- ③ 入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

Ⅰ 指名選定に際しては、以下の点に留意すること。

- (１) 業者選定の特例
- ① 「詳細設計」の業者選定をする場合には、同一業務の「予備設計」で受注した業者は除外すること。ただし、業務内容によって除外することにより業務に支障が生じるものについては、この限りでない。（注２）
- ② 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、選定に当たって考慮すること。
- ③ 設計金額が１０００万円以上の業務については、原則プロポーザル方式又は総合評価落札方式とするが、業務内容が比較的に容易であり特段の配慮を要するものでない場合は入札参加資格等審査会において一般競争入札に付することが出来る。
- ④ 設計金額にかかわらず特殊業務及び特段の配慮を要する業務等、上記選定基準に依り難い業務については、この限りでない。
- (２) 発注業務内容の設計金額に応じた有資格者（県内本店・県内営業所・県外業者別）の指名選定回数が、発注所属（各土木事務所）単位において偏りが生じないように考慮すること。

Ⅱ 参考部門の取扱

参考部門については、業務内容により随時付加するものであり、部門の登録があれば「可」とする。（技術要件及び業務実績は必須部門について求めるものである。）

(注１) 「業務内容が比較的に容易なもの」とは、重要構造物以外の軽易な構造物や標準設計を使用する等の内容で、技術的に比較的に容易と判断されるもの（別表２参照）

(注２) 建設コンサルタントにおける予備設計は、事業計画を具現化するための基礎的事項（道路整備のための法線決定）や重点事項（橋梁の種類決定）を考察し、事業実施へと繋げるための設計業務である。一方、詳細設計は、事業実施（工事発注）のための設計業務であり、予備設計の内容を照査し、より効率的な事業実施をするための設計業務を行うものである。このことから、予備設計と詳細設計について同一業者を選定することは、予備設計の照査機能が欠落するとともに、予備設計を是とする先入観を持つことが否めないことから、予備設計と詳細設計の業者選定については異なる業者を選定することにより効率的な事業実施内容の設計をすることができる。

別表

(１) 発注業務内容			(２) 登録部門		番号
項目	工種	種別	必須部門	参考部門（例）	
共通	一般構造物設計	一般構造物予備設計	鋼構	道路・河川	1
		一般構造物詳細設計	鋼構	道路・河川	2
		一般構造物基礎工詳細設計	鋼構	道路・河川・地質or土質	3
道路	道路設計	道路概略設計	道路・鋼構	河川・トンネル・環境・地質or土質	4
		道路予備設計	道路・鋼構	河川・トンネル・環境・地質or土質	5
		道路詳細設計	道路		6
		道路設計関連その他設計	道路		7
		歩道詳細設計	道路		8
	平面交差点設計	平面交差点予備設計	道路・鋼構		9
		平面交差点詳細設計	道路		10
	立体交差点設計	立体交差点予備設計	道路・鋼構		11
		立体交差点詳細設計	道路・鋼構		12
	道路休憩施設設計	道路休憩施設予備設計	道路	造園・環境	13
		道路休憩施設詳細設計	道路	造園	14
	地下構造物設計	地下横断歩道等予備設計	道路・鋼構	地質or土質	15
		地下横断歩道等詳細設計	道路・鋼構	地質or土質	16
		共同溝設計	道路・鋼構	地質or土質	17
	シールド共同溝設計	シールド共同溝詳細設計	道路・鋼構	トンネル・地質or土質	18
	電線共同溝設計	電線共同溝予備設計	道路・鋼構	電気	19
		電線共同溝詳細設計	道路		20
	地下駐車場計画設計	地下駐車場基本計画	道路・鋼構	都計・地質or土質	21
		地下駐車場予備設計	道路・鋼構	都計・地質or土質	22
	トンネル設計	山岳トンネル予備設計	道路・地質or土質・トンネル	施工	23
		山岳トンネル詳細設計	道路・地質or土質・トンネル	施工	24
		シールドトンネル予備設計	道路・地質or土質・トンネル	施工	25
		シールドトンネル詳細設計	道路・地質or土質・トンネル	施工	26
		開削トンネル予備設計	道路・地質or土質・トンネル	施工	27
		開削トンネル詳細設計	道路・地質or土質・トンネル	施工	28
		トンネル設備予備設計	道路・トンネル	施工・電気	29
		トンネル設備詳細設計	道路・トンネル	施工・電気	30
	橋梁設計	橋梁予備設計（上・下部）	道路・鋼構	河川・鉄道・施工・地質or土質	31
		橋梁詳細設計（上・下部）	道路・鋼構	河川・鉄道・施工・地質or土質	32
	横断歩道橋	横断歩道橋詳細設計	道路・鋼構		33
	橋梁拡幅設計	橋梁拡幅設計	道路・鋼構		34
	仮設構造物	仮設構造物詳細設計	道路・鋼構		35
		仮橋・仮栈橋詳細設計	道路・鋼構		36
河川	河川計画	計画雨量検討	河川		37
		基本高水・計画洪水流量検討	河川		38
		低水流出解析	河川		39
		川道計画	河川		40
		内水解析	河川		41
		利水計画	河川		42
		正常流量検討	河川		43
		氾濫水理解析	河川		44
		総合治水対策	河川		45
		洪水予測システム検討	河川		46
	護岸設計	護岸予備設計	河川		47
		護岸詳細設計	河川		48
	樋門・樋管設計	樋門・樋管予備設計	河川・鋼構		49
		樋門・樋管詳細設計	河川		50
	床止め設計	床止め予備設計	河川	鋼構	51
		床止め詳細設計	河川	鋼構	52
	堰設計	堰予備設計	河川・鋼構	電気	53
		堰詳細設計	河川・鋼構	電気	54
	水門設計	水門予備設計	河川・鋼構	電気	55
		水門詳細設計	河川・鋼構	電気	56
	排水揚場設計	排水揚場予備設計	河川	鋼構・電気	57
		排水揚場詳細設計	河川	鋼構・電気	58
砂防	砂防堰堤設計	砂防堰堤予備設計	河川・鋼構	森土	59
		砂防堰堤詳細設計(H<15m)	河川		60
		砂防堰堤詳細設計(H>15m)	河川・鋼構		61
	流木対策工	流木対策調査	河川	森土	62
		流木対策施設設計	河川	森土	63
		画流木対策工予備設計	河川	森土	64
		流木対策工詳細設計	河川		65
	流路工	流路工詳細設計	河川		66
	地すべり対策工	抑制工、抑止工等詳細設計	河川・鋼構・地質or土質		67
道路	調査	交通量調査	道路		68
		速度調査	道路		69
		起終点調査	道路		70
		交通渋滞調査	道路		71
		駐車場調査	道路		72
		現況調査	道路		73
		交通量推計調査	道路		74
		道路網・路線計画	道路		75
		環境	道路・環境		76
河川	調査	洪水痕跡調査	河川		77
		河川水辺調査（河川空間）	河川・環境		78
		河川水辺調査（生物調査）	河川・環境		79
		河川水辺調査（ダム湖生物）	河川・環境		80
		河川水辺調査（河川調査）	河川・環境		81

(１) 発注業務内容			(２) 登録部門		番号
項目	工種	種別	必須部門	参考部門（例）	
下水道	管渠設計	基本設計	下水		82
	管渠設計（詳細設計）	開削工法	下水	道路・河川・土質or地質	83
		推進工法	下水	道路・河川・トンネル・土質or地質	84
		シールド工法	下水	道路・河川・トンネル・土質or地質	85
		特殊マンホール	下水	道路・土質or地質	86
		マンホール形式ポンプ場	下水	道路・電気・土質or地質	87
	ポンプ場設計	基本設計	下水	電気・建設機械	88
	ポンプ場設計（詳細設計）	流入渠	下水	電気・建設機械	89
		沈砂池・ポンプ室	下水	電気・建設機械	90
		ポンプ室	下水	電気・建設機械	91
		排出渠	下水	電気・建設機械	92
		場内整理	下水	電気・建設機械	93
	終末処理場終末処理場（詳細設計）	吐口	下水	電気・建設機械	94
		基本設計	下水	電気・建設機械	95
		流入渠	下水	電気・建設機械	96
		沈砂池・ポンプ室A	下水	電気・建設機械	97
		ポンプ室A(揚程=10m未満)	下水	電気・建設機械	98
		沈砂池・ポンプ室B	下水	電気・建設機械	99
		ポンプ室B(揚程=10～20m)	下水	電気・建設機械	100
		沈砂池・ポンプ室C	下水	電気・建設機械	101
		ポンプ室C(揚程=20m以上)	下水	電気・建設機械	102
		沈砂池	下水	電気・建設機械	103
		導水渠	下水	電気・建設機械	104
		流量調整池	下水	電気・建設機械	105
		ブリエアーレーションタンク	下水	電気・建設機械	106
		最初沈殿池	下水	電気・建設機械	107
		エアーレーションタンク	下水	電気・建設機械	108
		反応タンク(回転生物接触法)	下水	電気・建設機械	109
		反応タンク(酸素活性沈泥法)	下水	電気・建設機械	110
		酸素発生装置	下水	電気・建設機械	111
		反応タンク(長時間爆気法)	下水	電気・建設機械	112
		反応タンク(オキシデーションディッチ法A)	下水	電気・建設機械	113
		反応タンク(オキシデーションディッチ法B)	下水	電気・建設機械	114
		最終沈殿池	下水	電気・建設機械	115
		塩素滅菌池	下水	電気・建設機械	116
		放流渠	下水	電気・建設機械	117
		吐口	下水	電気・建設機械	118
		汚泥濃縮（重力式タンク）	下水	電気・建設機械	119
		汚泥濃縮（機会式タンク）	下水	電気・建設機械	120
		汚泥洗浄タンク	下水	電気・建設機械	121
		汚泥消化タンク	下水	電気・建設機械	122
		ガスブロワ室	下水	電気・建設機械	123
		ボイラー室	下水	電気・建設機械	124
		管理棟	下水	電気・建設機械	125
		自家発電機室	下水	電気・建設機械	126
		汚泥処理棟	下水	電気・建設機械	127
		処理水再利用施設	下水	電気・建設機械	128
		送風機室	下水	電気・建設機械	129
		焼却炉A	下水	電気・建設機械	130
		焼却炉B	下水	電気・建設機械	131
		コンポスト施設	下水	電気・建設機械	132
		独立管廊	下水	電気・建設機械	133
		場内整備	下水		134
	下水道基本構想業務		下水		135
	公共下水道全体計画業務		下水		136
	下水道法による事業認可設計業		下水		137
	都市計画決定図書作成業務		下水		138
	都市計画事業認可申請図書作成業務		下水		139
公園緑地	街区公園	基本計画	造園		140
		基本設計	造園		141
		実施設計	造園		142
	近隣公園	基本計画	造園		143
		基本設計	造園		144
		実施設計	造園		155
	地区公園	基本計画	造園		146
		基本設計	造園		147
		実施設計	造園		148
	総合公園	基本計画	造園		149
		基本設計	造園		150
	運動公園	基本計画	造園		151
		基本設計	造園		152
◎ 業務内容に応じた能力（技術力）を有する業者を選定し発注した業務が適正に遂行されるために、以下のことから建設コンサルタント登録規定による登録を必要とした部門を設定することとした。					
(１) 建設コンサルタント登録規程に基づき登録されている業務については、１人以上の技術管理者（技術士法による登録を受けている者又はそれと同程度の知識と技術を有していると認定した者）が当該企業内に、配置されていることが確認できる。					
(２) 区分した業務内容に応じ、必ず登録を必要とする部門を「必須部門」として、適正な能力（技術力）を有する業者を選択する。					
(３) 業務内容に応じ、より専門的な能力を求める必要がある業務にあっては、「参考部門」として設定している登録部門の中から必要とする部門を付加（０～複数）することにより、適正な能力（技術力）を有する業者を選択する。					
なお、参考部門は業務内容により上表の設定に拘わらず増やすことができる。					
◎ 「道路概略設計」及び「道路予備設計」における必須部門は、原則「道路」部門と「鋼構造」部門とする。					
ただし、「道路概略設計」などによりトンネルや橋梁等の重要な構造物がないことが明らかな場合、「道路予備設計」における必須部門は、「道路」部門のみとする。					